Ⅶ．重要な債務負担行為

（単位：円）

件　　名	契　約　額	うち翌期以降支払金額
東京外国語大学国際交流会館（３号館）整備・運営事業	958,607,628	580,774,128
学術情報基盤システム一式	775,764,000	417,465,840

Ⅷ．国立大学法人等の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコストに関する注記

（単位：円）

国立大学法人等の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト		
Ⅰ　業務費用		
⑴　損益計算書上の費用	6,452,151,837	
⑵　（控除）自己収入等	△ 2,895,859,813	
業務費用合計		3,556,292,024
Ⅱ　資本剰余金を減額したコスト等		424,742,250
Ⅲ　機会費用		
政府出資の機会費用	766,440,136	766,440,136
Ⅳ　（控除）国庫納付額		0
Ⅴ　国立大学法人等の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト		4,747,474,410

国立大学法人等の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコストの注記における機会費用の計上方法

⑴　政府出資等の機会費用の計算に使用した利率

10年利付政府保証債の令和８年３月末利回りを参考に2.345％で計算している。

Ⅸ．収益認識に関する注記

当法人は、以下に記載する内容を除き、国立大学法人会計基準第77における収益に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

⑴　収益の分解情報

当法人は教育・研究業務及びその他の事業を実施しており、国立大学法人会計基準第77を適用する取引に係る主なサービス等の種類と収益の額は公開講座収益121,786,700円であります。

⑵　収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

⑶　当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

当該事業年度の一時点において履行義務が充足されます。

国立大学法人東京学芸大学令和７事業年度財務諸表に関する公告

国立大学法人法（平成15年法律第112号）第35条の２において準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第38条第３項の規定に基づき、国立大学法人東京学芸大学令和７事業年度財務諸表について次のとおり公告します。

令和８年10月16日

東京都小金井市貫井北町４丁目１番１号
国立大学法人東京学芸大学
学長　國分　　充

貸　借　対　照　表

（令和８年３月31日）

（単位：円）

資産の部			
Ⅰ　固定資産			
1　有形固定資産			
土地	148,951,058,000	148,951,058,000	
建物	31,944,228,325		
建物減価償却累計額	△ 21,510,437,555	10,433,790,770	
構築物	3,257,716,085		
構築物減価償却累計額	△ 2,275,087,450	982,628,635	
工具器具備品	2,939,561,366		
工具器具備品減価償却累計額	△ 2,461,717,953	477,843,413	
図書		3,576,565,120	
美術品・収蔵品		16,787,400	
車両運搬具	21,307,876		
車両運搬具減価償却累計額	△ 21,307,872	4	
建設仮勘定		16,436,299	
有形固定資産合計		164,455,109,641	
2　無形固定資産			
ソフトウェア		17,283,340	
その他の無形固定資産		1,287,000	
無形固定資産合計		18,570,340	
3　投資その他の資産			
投資有価証券		868,554,817	
減価償却引当特定資産（※）		112,857,827	
長期貸付金		19,490,170	
長期前払費用		342,629	
その他の資産		64,540	
投資その他の資産合計		1,001,309,983	
固定資産合計			165,474,989,964
Ⅱ　流動資産			
現金及び預金		3,208,420,006	
未収学生納付金収入		95,019,900	
有価証券		900,000,000	